

# 関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 大会議室

## ○議事日程

平成25年7月8日（月曜日）午前10時 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 報告第1号 農地法第18号第6項の規定による届出について

## ○出席委員（32名）

2番 大竹 誠 君	3番 東山 武司 君	4番 栗倉 秀夫 君
5番 小川 亮二 君	6番 深川 俊朗 君	7番 加藤 徹 君
8番 大澤 慶一 君	9番 沼田 久男 君	10番 天野 邦男 君
13番 篠田 権三 君	14番 村井 雅之 君	15番 山田 公平 君
16番 山本 武 君	17番 足立 孝弘 君	18番 中村 睦明 君
19番 美濃羽 久 君	20番 鈴木 和道 君	21番 土屋 尊史 君
23番 丹羽 喜和 君	24番 相宮 千秋 君	25番 永井 博光 君
26番 野村 茂 君	27番 林 修美 君	28番 長屋 芳成 君
29番 日置 香 君	30番 藤川 勝 君	31番 村上 忠一 君
32番 伊佐地鐵夫 君	33番 川村 信子 君	34番 長尾 初恵 君
35番 岩田 幸子 君	36番 武藤 隆夫 君	

## ○欠席委員（3名）

11番 兼村 正美 君	12番 石木 治男 君	22番 土屋 顯弘 君
-------------	-------------	-------------

## ○委員以外の出席者

経済部長	坂井 一弘 君	農業委員会事務局課長補佐	長尾 成広 君
農業委員会事務局係長	古田 考幸 君	農業委員会事務局書記	河村 茂範 君
板取事務所 課長補佐	黒野 幸男 君	洞戸事務所 主任主査	河村 茂 君
武儀事務所 課長補佐	川島 友教 君	武芸川事務所 主任主査	永井 治美 君
上之保事務所 課長補佐	土屋 一夫 君		

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（長尾成広君） それでは、これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、はじめに深川俊朗会長からご挨拶をお願いします。

○議長（深川俊朗君） 今月は、参議院の選挙もあり、今後のTPP参加についても大きな動きが予測されます。

先日、坂祝町の婚活イベントの視察に行ってお参りましたが、農家の後継者の婚活について婚活委員を決めまして活動として行いたいと思います。

また、本日は総会終了後、農務課より戸別所得補償制度についての説明がありますのでよろしくをお願いします。

それでは、経済部長にあいさつをお願いします。

○経済部長（坂井一弘君） 梅雨も終わりに近づき暑い日が続くなか、各地では突然の集中豪雨による被害が心配されております。これから、たいへん暑い本格的な夏となりますが、お身体には十分にご注意ください。

今回も多数の申請案件が出ておりますが、本日もよろしくをお願いします。

○議長（深川俊朗君） ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。本日は、11番 兼村正美委員、12番 石木治男委員、22番 土屋顯弘委員が欠席ですが、会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

12番 石木治男委員、13番 篠田権三委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。なお、4番案件につきましては、27番 林 修美委員の関連議案のため、他の案件の採決の後に議題といたします。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、6番案件を除いて説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は1ページになります。

所有権移転で、申請地は上大野地内の3筆で、上大野集会場の南200mほどに位置する農振農用地の田3筆の計2227㎡です。

譲受人は、農業経営の拡大のため申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は農業経営が困難のため、譲り渡すものです。

6月18日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

続いて、2番の案件は、位置図は2ページになります。

所有権移転で、申請地は、下有知地内、関有知高校の南西350mほどに位置する田、525㎡です。

申請人は親子で、譲受人は、譲り渡し人である父から貸借していた農地を譲り受けるもの。譲渡人は高齢により、農業経営が困難のため、贈与したいというものです。

6月18日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

続いて、3番の案件は、位置図は3ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は、洞戸栗原地内の関市国保洞戸診療所の北東300mほどに位置する農振農用地の田9筆の計6046㎡です。

使用借人は、全国において、しいたけ栽培を行っており、震災により福島県の施設が甚大な被害を受けたため、申請地を借り受けたいというもの。使用貸人は、高齢により農業経営が困難のため、使用借人の申し出に応じるものです。

6月18日に現地確認をし、畑で農地性有りを確認しました。

続いて、5番の案件は、位置図は5ページになります。

所有権移転で、申請地は、洞戸菅谷地内の関市洞戸事務所の南西500mほどに位置する農振農用地の畑の220㎡です。

譲受人は、農業経営の拡大のため申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は、高齢に加え居住地が遠方により農業経営が困難のため、親類である譲受人の申し出に応じ、贈与したいというものです。

6月18日に現地確認をし、畑で農地性有りを確認しました。

続いて、6番の案件は、位置図は6ページになります。

所有権移転で、申請地は、上之保船山地内の4筆で、先谷地内にある八幡神社の北北西360mほどに位置する畑388㎡及び登記地目 田、現況地目 畑3筆2620㎡、計4筆 3008㎡です。

譲受人は、農業経営を拡張するため申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は、娘婿である譲り請け人の申し出に応じるものです。

6月18日に現地確認をし、畑で農地性有りを確認しました。

以上、所有権移転に関するもの4件、使用貸借権の設定に関するもの2件、計6件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○3番（東山武司君） 1番について異議ありません。

○6番（深川俊朗君） 1番について異議ありません。

○10番（天野邦男君） 2番について異議ありません。

○26番（野村 茂君） 3番について異議ありません。

○27番（林 修美君） 5番について異議ありません。

○18番（中村睦明君） 6番について異議ありません。

○34番（長尾初恵君） 6番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号の4番案件を除く5件について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第1号の4番案件を除く5件を原案のとおり許可することといたします。

続いて、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見についての4番案件について事務局の説明を求めます。

(27番 林 修美君、関連議案のため退席)

4番の案件は、位置図は4ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は、洞戸菅谷地内の下菅谷集会所の西南西350mほどに位置する農振農用地の畑の1,390㎡です。

使用借人は、農業経営の拡大のため申請地を借り受けたいというもの。使用貸人は、使用借人の申し出に応じ貸し付けるものです。

6月18日に現地確認をし、畑で農地性有りを確認しました。

○議長(深川俊朗君) 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○26番(野村 茂君) 4番について異議ありません。

○議長(深川俊朗君) これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号の4番案件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、議案第1号の4番案件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

(27番 林 修美君、入席)

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長尾成広君) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は7ページになります。

申請地は、東新町7丁目地内、長良川鉄道関富岡駅の北西300mほどに位置する田995㎡です。

申請人は、申請地を田から比較的管理が楽な畑に転換したく、表土を掘削し、砂利や土を入れ嵩上げをしたいというものです。

6月18日に現地確認をし、田で農地性有りを確認しました。

隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

一時転用の期間は、2年間としています。

農地の区分は都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。

続いて、2番の案件は、位置図は8ページになります。

申請地は、側島地内、側島公民館の西南西230mほどに位置する登記地目 畑、現況地目 宅地 195㎡のうち103.30㎡ 及び 畑 386㎡のうち187.64㎡の計2筆、290.94㎡。地積測量図の添付が有ります。

申請人は、申請地は生産性が低い土地であるため太陽光発電施設を設置し、安定した収入を得たいというものです。

6月18日に現地確認をし、畑一部宅地の状況であったため、始末書の添付があります。

隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

続いて、3番の案件は、位置図は9ページになります。

申請地は、戸田地内、ギトー食品本社工場の東130mほどに位置する県道沿いにある田2筆939㎡です。

申請人は、農地管理が困難になってきたため、申請地に太陽光発電施設を建設したいというものです。

6月18日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

農地の区分は、周辺に代替地がなく、住宅、事業施設が連たんする区域に近接する、おおむね10ha未満の農地のため、第2種農地と判断します。

なお、5条の11番案件と同時許可になります。

続いて、4番の案件は、位置図は10ページになります。

申請地は、下之保地内、下之保木材の北北西250mほどに位置する畑258㎡のうち43.33㎡。地積測量図の添付があります。

申請人は、自動車修理業を営んでおり、自動車置き場や部品倉庫の農地転用の申請をしているが、倉庫への進入路が必要となったものです。

6月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しました。

隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

農地の区分は、周辺に代替地がなく、第二種以外の農地に該当しないと考えられるため、第2種農地と判断します。

続いて、5番の案件は、位置図は11ページになります。

申請地は、洞戸市場地内、洞戸橋の南東150mほどに位置する畑4筆1,322㎡のうち1,259.68㎡です。

申請人は、現在、居住している住居が手狭になったため、自己のための住宅、車庫を建築したいというものです。

6月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しました。

隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

農地の区分は、周辺に代替地がなく、第二種以外の農地に該当しないと考えられるため、第2種農地と判断します。

続いて、6番の案件は、位置図は12ページになります。

申請地は、武芸川町宇多院地内、一色公民館の南南西320mほどに位置する登記地目 畑、現況地目 宅地 2筆162㎡です。

申請人は、居住している住居の道迎えに、車庫及び農業用倉庫を建築したいというものです。

6月18日に現地確認をしたところ、宅地の状況であったため、始末書の添付があります。

隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

以上6件について、ご審議をお願いします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○32番（伊佐地鐵夫君） 1番について異議ありません。

○13番（篠田権三君） 2番、3番について異議ありません。

○20番（鈴木和道君） 4番について異議ありません。

○27番（林 修美君） 5番について異議ありません。

○30番（藤川 勝君） 6番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の6件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は13ページになります。

所有権移転で、申請地は、東新町7丁目地内、天神公民センターの北東120mほどに位置する市道沿いにある登記地目 田、現況地目 宅地 68㎡です。

譲受人は、現在の駐車場では手狭なため申請地西側に、駐車場を拡張したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すものです。

6月18日に現地確認をし、宅地の状況であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。

続いて、2番の案件は、位置図は14ページになります。

所有権移転で、申請地は、北天神1丁目地内、桜ヶ丘公民センターの北東150mほどに位置する市道沿いにある畑 62㎡、及び登記地目 宅地、現況地目 畑 53.71㎡ 並びに登記地目 雑種地、現況地目 畑142㎡の計3筆257.71㎡です。

譲受人は、現在、居住している住居が手狭になったため、自己のための住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じるものです。

6月18日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。

隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

農地の区分は都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

なお、事業変更の1番の案件と同時許可になります。

続いて、3番の案件は、位置図は15ページになります。

所有権移転で、申請地は、肥田瀬地内、桜ヶ丘ふれあいセンターの東北東390mに位置する旧国道248号線沿いにある登記地目 田、現況地目 雑種地297㎡です。

譲受人は、申請地の買受適格証明を受け競売により落札し、宅地分譲したいというものです。

6月18日に現地確認をし、宅地と確認しました。

農地の区分は都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

続いて、4番の案件は、位置図は16ページになります。

賃貸借権の設定 申請地は、倉知地内、倉知ふれあいセンターの南50mほどに位置する県道沿いにある田14筆22、385㎡のうち21、597㎡。地積測量図の添付が有ります。

賃借人は、申請地を借り受けて商業用店舗を建設したいというもの。賃貸人は、高齢により農業経営が困難になってきたため、賃借人の申し出に応じるというものです。

6月18日に現地確認をし、田で農地性ありと確認しました。

隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等に当たるため、第1種農地と判断します。

賃貸借の期間は、20年間としています。

続いて、5番の案件は、位置図は17ページになります。

使用借権の設定で、申請地は、下有知地内、関警察署の東170mほどに位置する登記地目 畑、現況地目 宅地337㎡です。

申請人は娘夫婦とその父で、借受人である娘夫婦は、現在、居住している住居が手狭になったため、自己のための住宅を建築したいというものです。

貸付人である父は、娘夫婦の申し出に応じ、申請地を貸し付けるというもの。6月18日に現地確認をし、宅地の状況であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、20年間としています。

続いて、6番の案件は、位置図は18ページになります。

使用借権の設定で、申請地は、倉知地内、倉知ふれあいセンターの西120mほどに位置する登記地目 山林、現況地目 畑一部宅地202㎡です。

申請人は孫夫婦とその祖父で、借受人である孫夫婦は、現在、居住している住居が手狭になったため自己のための住宅を建築したいというもの。貸付人である祖父は、孫夫婦の申し出に応じ、申請地を貸し付けるというものです。

6月18日に現地確認をし、畑一部宅地の状況であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、30年間としています。

続いて、7番の案件は、位置図は19ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は、倉知地内、下倉知公民館の北北西120mほどに位置する畑、726㎡です。

申請人は親子で、借受人である子は、現在、居住している住居が手狭になったため、自己のための住宅を建築したいというもの。貸付人である父は、子の申し出に応じ、申請地を貸し付けるというものです。

6月18日に現地確認をし、畑一部宅地の状況であったため、始末書の添付があります。

隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

農地の区分は都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、30年間としています。

続いて、8番の案件は、位置図は20ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は、倉知地内、老人福祉施設リバーサイド悠々の北西100mほどに位置する市道沿いにある登記地目 田、現況地目 畑958㎡のうち268.91㎡。地積測量図の添付が有ります。

申請人は娘婿とその母親で、借受人である娘婿は、現在、居住している住居が手狭になったため、自己のための住宅を建築したいというもの。貸付人である母は、娘婿の申し出に応じ申請地を貸し付けるというものです。

6月18日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

続いて、9番の案件は、位置図は、21ページになります。

所有権移転で、申請地は、倉知地内、桐谷公民館の南東260mほどに位置する登記地目 畑、現況地目 山林2筆306㎡、及び畑384㎡の3筆計690㎡です。

譲受人は、買取予定の住宅の周辺の土地であるため、庭及び植林地として利用したいというもの。譲渡人は、破産管財人で、破産管財物件として売り渡すものです。

6月18日現地確認をし、畑及び山林で農地性有りと確認しました。

農地の区分は、周辺に代替地がなく、第二種以外の農地に該当しないと考えられるため、第2種農地と判断します。

続いて、10番の案件は、位置図は22ページになります。

賃借権の設定で、申請地は、側島地内、保戸島公民センターの北150mほどに位置する農振農用地の田、1390㎡です。

賃借人は砂利採取及び販売業を営んでおり、申請地に埋蔵する砂利を一時転用により採取したい。賃貸人は申し出に応じるものです。

6月18日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

一時転用の期間は、1年間としています。

隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

続いて、11番の案件は、位置図は23ページになります。

賃借権の設定で、申請地は、戸田地内、ギトー食品本社工場の東130mほどに位置する県道沿いにある田2筆938㎡です。

賃借人は、農地管理が困難になってきたため、申請地に太陽光発電施設を建設したいというもの。賃貸人は、賃借人である兄の申し出に応じるものです。

6月18日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

農地の区分は、周辺に代替地がなく住宅、事業施設が連たんする区域に近接する、おおむね10ha未満の農地のため、第2種農地と判断します。

なお、4条の3番案件と同時許可になります。

続いて、12番の案件は、位置図24ページになります。

所有権移転で、申請地は、小屋名地内、赤土坂公民センターの東180mほどに位置する市道沿いにある登記地目 田、現況地目 畑222㎡です。

譲受人は、現在、居住している住居が手狭になったため、自己のための住宅を建築したいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難のため、譲受人の申し出に応じ申請地を譲り渡すものです。

6月18日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

続いて、13番の案件は、位置図25ページになります。

所有権移転は、申請地は、小屋名地内、赤土坂公民センターの東180mほどに位置する市道沿いにある登記地目 田、現況地目 畑94㎡です。

譲受人は、現在居住している住居の駐車場が手狭になったため、譲り受けたいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難のため、譲受人の申し出に応じ申請地を譲り渡すものです。

6月18日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

続いて、14番の案件は、位置図26ページになります。

賃借権の設定で、申請地は、小屋名地内、国道156号と248号の交差する、小屋名交差点の南200mほどに農振農用地の田 8筆8,127㎡。

賃借人は砂利採取及び販売業を営んでおり、申請地に埋蔵する砂利を一時転用により採取したい。賃貸人は、賃借人の申し出に応じるものです。

6月18日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

一時転用の期間は、1年間としています。

以上、所有権移転に関するもの6件、賃貸借権の設定に関するもの4件、使用貸借権の設定に関するもの4件の、計14件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○32番（伊佐地鐵夫君） 1番について異議ありません。

○2番（大竹 誠君） 2番、3番について異議ありません。

○7番（加藤 徹君） 4番について異議ありません。

○8番（大澤慶一君） 5番について異議ありません。

○9番（沼田久男君） 6番、7番、8番、9番について異議ありません。

○13番（篠田権三君） 10番、11番について異議ありません。

○17番（足立孝弘君） 12番、13番、14番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号の14件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第3号の所有権移転に関するもの6件、賃貸借権の設定に関するもの4件、使用貸借件設定に関するもの4件の、計14件を岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について、説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は27ページになります。

申請地は、北天神1丁目地内、桜ヶ丘公民センターの北東150mほどに位置する市道沿いにある畑 62㎡です。

当初事業計画者は、昭和61年11月25日付け5条転用許可により、申請地西側にある2筆に住宅を建築し、その東にある申請地に駐車場を建設する予定であったが、仕事の都合上他の土地に住宅を建築したため、計画が頓挫したというもの。承継者は、現在、居住している住居が手狭になったため、申請地を譲り受け、自己のための住宅を建築したいというものです。

6月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しました。

隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

農地の区分は都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。

なお、5条申請の2番の案件と同時許可になります。

続いて、2番の案件は、位置図は28ページになります。

申請地は、北天神1丁目地内、桜ヶ丘公民センターの北北東120mほどに位置する市道沿いにある登記地目 田、現況地目 雑種地 410㎡です。

当初事業計画者は、名古屋に居住しており、平成19年11月27日付け5条転用許可の事業変更許可により、故郷である関市の申請地に住宅を建築する予定であったが、高齢・経済的な状況や生活の利便性から考えると、名古屋を離れることは困難になり、当初計画が頓挫したというもの。承継者は、電気工事業を自宅で営んでいて、現在、住宅及び事務所兼倉庫が手狭になったため、今回、申請地に事務所兼倉庫を建築したいというものです。

6月18日に現地確認をしたところ、雑種地の状況でした。

隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

農地の区分は都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。

以上、2件につきまして、ご審議をお願いいたします

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○2番（大竹 誠君） 1番について異議ありません。

○32番（伊佐地鐵夫君） 2番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第4号を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号 農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について、説明させていただきます。

関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

賃貸借権の設定に関するもの2件2筆、使用貸借権の設定に関するもの4件29筆、計6件31筆について、承認を求められています。新規が30筆、更新が1筆で、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地目は、田が29筆15,378㎡、畑が2筆で、3,448㎡です。

地区は、広見、武芸川町高野、西田原、洞戸市場の4地区。設定を受ける者は、(株)せき西アグリさんほか、計4者です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第5号を原案のとおり承認することといたします。

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、説明させていただきます。

今回2件の届け出があります。

賃借人は、三輪幸博さんで、下有知地内の農用地内の田2筆4,640㎡です。合意解約日は、平成25年6月24日、土地引渡日も同じく、平成25年6月24日でございます。

以上、2件につきまして報告させていただきます。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、報告第1号については報告案件ですのでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 次回の総会は8月7日午前10時からの予定です。

また、7月の主な行事予定は、7月17日が転用申請等受付締切日で、7月18日、19日が転用申請等現地確認日で7月29日が農業会議答申日です。

○議長（深川俊朗君） これをもちまして閉会といたします。ご苦労様でございました。

午前11時25分 閉会

本日の会議の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市西神野 6 4 1 番地

㊟

1 6 番 関市池尻 1 5 6 9 番地 1

㊟

1 7 番 関市上白金 4 1 1 番地 3

㊟